

審査請求に対する裁決に関する件

令和8年（2026年）5月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（以下「保護」という。）を廃止したことに伴い過支給となった同法第6条第3項に規定する保護金品（以下「本件保護費」という。）について、民法（明治29年法律第89号）第703条の規定に基づき返還を求めたにもかかわらず、納期限までに納付しない者（以下「審査請求人」という。）に対し、令和7年10月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づく督促処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人から、令和7年10月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求がなされたが、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はないので、これを棄却する裁決をしたいから、地方自治法第231条の3第7項の規定により議会に意見を求める。

## 記

### 1 審査請求人

東京都稲城市在住者（札幌市北区において保護を受けていた者）

### 2 審査請求の要旨

本件処分は、審査請求人が本市から転居し、現在においても転居先で保護を受けているという事情を考慮すると、福祉の観点から不適切であるから、本件保護費の請求の放棄又は転居費用との相殺の検討を求める。